

WEB会議による方法で通常総会を開催。

開催日程：令和8年5月26日

※審議結果については、**令和8年6月2日**に
会員機関に対し周知。

○協議会を構成する幹事機関、関係団体及び市町村

- ・国土交通省北海道開発局（幹事機関）
- ・法務省札幌法務局（幹事機関）
- ・財務省北海道財務局（幹事機関）
- ・北海道（幹事機関）
- ・札幌市（幹事機関）
- ・北海道土地開発公社
- ・北海道弁護士会連合会
- ・北海道ブロック司法書士協議会
- ・北海道行政書士会
- ・日本土地家屋調査士会連合会
- ・北海道ブロック協議会
- ・北海道不動産鑑定士協会
- ・日本補償コンサルタント協会北海道支部
- ・北海道宅地建物取引業協会
- ・全日本不動産協会北海道本部
- ・北海道内179自治体

<総会での主な決定事項の概要及び情報提供>

通常総会では、令和7年度の経過報告、令和8年度の活動計画（案）及び会則等の改正について、議題として審議を行い承認された。

主な概要は以下のとおり。

○所有者不明土地問題の意識啓発に資するため、令和4年度に改正された所有者不明土地法の土地政策や所有者不明土地を解消していくための施策等に関する講演会を9月～11月に開催予定（開催方法：WEB）

○市町村実務者等のニーズを踏まえて、土地所有者の探索方法等、所有者不明土地問題に関する講習会を12月に開催予定（開催方法：WEB）

○国交省本省や他の地方整備局等と日常的に連絡調整や情報共有を行い、幹事会及び関係士業団体並びに北海道用対連等との連携を図る。

その取組の一つとして、北海道用対連主催の用地事務研修会のうち、所有者不明土地等対策に係る講義の聴講について、会員機関へ参加を呼びかける。

○その他情報提供

- ・所有者不明土地法に基づく制度の活用状況の情報連絡
- ・所有者不明土地等対策事業費補助金の主な内容の情報連絡
- ・空き地の適正管理及び利活用に関するガイドラインの概要等についての情報連絡

○会則等改正

- ・協議会幹事機関の見直しに伴う改正